

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(利益供与の禁止)

第4条 この法人は、特定の団体又は個人に特別の利益を与えることができない。ただし、国又は地方公共団体若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人を除く。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第6条 この法人は、すべての人間は自由で平等であり、等しく人間としての尊厳をもっているという理念のもと、部落の完全解放をはじめ一切の差別の撤廃を実現するため、部落問題と人権問題の歴史、社会、経済、法律、文化、教育に関する調査研究並びに教育啓発活動を行い、部落問題と人権問題のすみやかな解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第7条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 部落問題・人権問題に関する各種調査研究

- (2) 関係史資料の蒐集、保存、整備及び紹介
 - (3) 機関誌、関係図書編集発行
 - (4) 講習会、講演会、研修会などの開催
 - (5) その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県の区域内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第8条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に事業に参加しようとする者
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同し、事業を後援しようとする者、又は法人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者又は学識経験者で、理事長（第27条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が理事会の同意を得て推薦し、社員総会の承認を得た者

(会員の資格の取得)

第9条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて理事長に提出しなければならない。

- 2 入会の可否は、社員総会において別に定める入会基準に基づいて、理事会において決定する。

(入会金及び会費)

第10条 正会員及び特別会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 納入された入会金、会費その他の拠出金品については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらを返還しない。
- 3 未納の会費については、退会、除名、資格の喪失その他を理由として、これらの支払義務を免れない。

(任意退会)

第11条 会員は、理由を付した退会届を理事長に提出して退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又は諸規則に違反し、若しくは社員総会の決議に反する行為を行ったとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費を6箇月以上滞納し、3箇月以内の期限を定めた催告にも応じないとき。
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の金額
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年5月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、開催日の2週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した通知を発しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 目的である事項
- (3) 書面により議決権を行使できる旨

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第18条 社員総会の議長及び副議長は、社員総会に出席した正会員のなかから選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の過半数の出席があり、かつ、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない(以下「特別決議」という。)

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (5) 解散
- (6) その他この定款又は法令で定められた事項

(役員選任の決議)

第21条 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前条第1項の

決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第27条に定める役員の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

2 役員選任の細則は、社員総会の決議により別に定める。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、この法人の正会員以外の者は、代理人になることができない。

2 前項の正会員又は代理人は、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、代理権を証明する書面を理事長に提出しなければならない。

3 代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権行使)

第23条 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面を、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、理事長に提出して行う。

(出席社員数)

第24条 前2条の規定により議決権を行使した正会員は、当該社員総会において出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び議長に指名された議事録記名人2人は、議事録に記名押印しなければならない。

(会員規則への委任)

第26条 法令又はこの定款の規定により、社員総会の決議により定めることとされる事項については、社員総会において別に定める会員規則による。

第5章 役員

(役員)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上14名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法

人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（役員の選任）

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、前項により選任された理事のうちから、理事会の決議により選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

- 4 理事又は監事は、第27条で定める役員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、特別決議を経なければならない。

(役員の報酬)

第33条 役員の報酬は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 個別の報酬は、理事については理事会で決議した額、監事については監事間で協議した額をそれぞれ支給する。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。支給の基準及び金額は、理事会において別に定める。

(役員の実任)

第34条 この法人の役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の実任執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(顧問及び相談役)

第35条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定め、たうえで選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の諮問に応え、業務の執行について助言することができる。
- 4 顧問及び相談役は、理事長の要請に応じて、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。支給の基準及び金額は、理事会において別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(理事会の種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、年間4回、一定の時期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号にいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに理事会を開くことができる。
- 4 理事及び監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 5 理事長は、前項の請求があった場合、請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第29条第4項の規定による職務執行の状況の報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、この法人の運営に関する実務的な事項に関する決定と実行をその役割とし、社員総会又は理事会に対して意見を述べることができる。
- 3 委員会の委員は、理事会で選任する。
- 4 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産)

第45条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人への移行登記の前日を基準日とする貸借対照表に記載された
財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 助成金
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第46条 この法人の資産は、理事会の議決によって定める方法により、理事長が管理する。

- 2 現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、

第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

(株主等としての権利行使の制限)

第50条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更する場合は、社員総会における特別決議を経なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、社員総会における特別決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国又は地方公共団体若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 1 0 章 事務局及び研究員

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局は、この法人の事務を統括する。
- 3 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 4 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第55条 主たる事務所には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供さなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 一般社団法人移行認可書
- (5) 一般社団法人の登記に関する書類
- (6) 総会及び理事会の議事録

- (7) 事業計画
 - (8) 収支予算書
 - (9) 事業報告
 - (10) 事業報告の附属明細書
 - (11) 公益目的支出計画実施報告書
 - (12) 貸借対照表
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (15) 収支計算書
 - (16) 監査報告
 - (17) その他法令に規定される帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までの書類は常時備え置くものとし、第6号から第15号までの書類は作成の日より10年間保存し、第16号の監査報告は定時社員総会の日から2週間前の日から5年間保存し、第17号の帳簿及び書類はそれぞれ法令に定められた期間を保存しなければならない。

(研究員)

第56条 この法人の事業を遂行するため、研究員を置くことができる。

- 2 研究員は、この法人の目的に関する、調査及び研究活動を行う。
- 3 研究員は、この法人の目的に賛同する者のうちから、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 研究員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務諸表等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 補 則

(運営規則への委任)

第59条 この法人の運営に関して必要な事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める運営規則による。

(定款に規定のない事項)

第60条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事	赤松	賢宥
理 事	安達	五男
理 事	杉田	哲
理 事	竹本	貞雄
理 事	麻田	光広
理 事	石井	亮一
理 事	友井	公一
理 事	黒田	一美
理 事	太田	恭治
理 事	大槻	信夫
理 事	橋本	貴美男
理 事	泉	雄一郎
理 事	坂本	三郎
理 事	大谷	強
監 事	藤原	進一
監 事	兵藤	宏
監 事	土肥	淳二

3 この法人の最初の理事長及び副理事長は次のとおりとする。

理事長	赤松	賢宥
副理事長	安達	五男
副理事長	杉田	哲

4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。